

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正

消防庁では、災害の大規模化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防本部の一層の体制強化を図るため、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、公示しました。

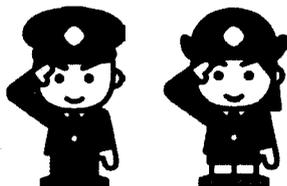
【改正のポイント】

- 広域化を実現した消防本部においては、住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化は消防防災体制の強化には有効な手法。
- 平成24年度の広域化の期限後も小規模消防本部が多数存在することに加え、東日本大震災の教訓等を踏まえると、広域化の推進による消防防災体制の整備がこれまで以上に必要。
- 平成24年度までの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗は、地域の実情によって左右される面があるものと考えられることから、今後は、地域の実情を尊重することを基本として下表のとおり見直しを行う。

項目	改正後	改正前
広域化する際に目標とする消防本部の管轄人口規模	広域化対象市町村の組合せを検討する際には、 <u>30万規模目標には、必ずしもとらわれず、これらの地域の実情を十分に考慮する必要</u> がある。	おおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当
国・都道府県が支援の対象とする地域	(消防広域化重点地域) 広域化対象市町村の組合せを構成する市町村からなる地域のうち、 <u>広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施。</u> ① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域 ② 広域化の気運が高い地域	(広域化対象市町村) 都道府県が消防の現況、将来の見通しを勘案し、広域化を推進する必要があるものとして推進計画に位置づける市町村
広域化の実現期限	平成30年4月1日（5年程度延長）	平成24年度末

〈添付資料〉

- ・市町村の消防の広域化に関する基本指針の改正概要
- ・「市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する告示」（平成25年消防庁告示第4号）



【連絡先】<消防庁 消防・救急課>  
担当：中垣内、今井  
電話：03-5253-7522  
FAX：03-5253-7532

## 市町村の消防の広域化に関する基本指針の改正概要

### ※ 消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化

消防本部の規模の拡大により消防の体制の整備・確立を図るため、二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。

### <広域化の背景>

- 小規模な消防本部においては、一般的に財政基盤や人員、施設、装備等の面で十分でなく、高度な消防サービスの提供に課題がある場合が多い。

### <広域化の取組>

- 消防庁では、平成6年以降、市町村の消防の広域化を推進  
→ 消防審議会「市町村の消防の広域化の推進に関する答申」(平成18年)

- **・消防組織法の改正**  
**・「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(消防庁告示)の制定**  
(平成18年)

(改正消防組織法)

- ・ 都道府県は広域化対象市町村の組合せ等に関する推進計画を策定、市町村に対して必要な調整を実施
- ・ 市町村は広域化後の消防本部の運営に関する計画を策定

(基本指針)

- ・ 消防本部の規模は、一般論として大きいほど望ましい。管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当。
- ・ 推進計画策定後5年度以内(平成24年度まで)目途に広域化を実現。

### ○ 消防庁の支援

地方財政措置、セミナーの開催、アドバイザー派遣等の支援策を実施。

広域化実現ブロック数:24(H25.4.1)  
(807消防本部(H19.4.1)→767消防本部(H25.4.1))  
※市町村合併によるものを含む。

### ○ 消防審議会

- ・ 「消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申」  
(平成24年9月)

基本指針の改正(平成25年4月1日公示)

## <基本指針改正のポイント>

- 広域化を実現した消防本部においては、住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化は消防防災体制の強化のためには有効な手法。
- また、24年度の期限後も小規模消防本部が多数存在することに加え、東日本大震災の教訓等を踏まえると、広域化の推進による消防防災体制の整備がこれまで以上に必要。
- ただし、24年度末までの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗は地域の実情によって左右される面があるものと考えられることから、今後は、地域の実情を尊重することを基本として、以下のとおりの見直しを行う。

項目	基本指針(改正案)	現行の基本指針
広域化する際に目標とする消防本部の管轄人口規模	広域化対象市町村の組合せを検討する際には、 <u>30万の規模目標には必ずしもとられず、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。</u>	おおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当
国・都道府県が支援の対象とする地域	(消防広域化重点地域) 広域化対象市町村の組合せを構成する市町村からなる地域のうち、 <u>広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施。</u> ①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域 ②広域化の気運が高い地域	(広域化対象市町村) 都道府県が消防の現況、将来の見通しを勘案し、広域化を推進する必要があるものとして推進計画に位置づける市町村
広域化の実現の期限	平成30年4月1日 (5年程度延長)	平成24年度末